

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和 7 年給特法等改正案をめぐる国会論議
著者 / 所属	竹内 健太 / 前文教科学委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	477 号
刊行日	2025-7-25
頁	132-146
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250725.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

令和7年給特法等改正案をめぐる国会論議

竹内 健太

(前文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 改正案の成立に至るまでの主な経過
3. 改正案の概要
4. 主な国会論議
5. おわりに

1. はじめに¹

長時間勤務を始めとする厳しい勤務環境が敬遠され、教員採用選考試験の倍率が過去最低を記録するなど、教員の確保に困難が生じている。そこで政府は、令和7年2月7日、教職の魅力を高め、教師を取り巻く環境を整備することが必要であるとして、「公立の義務教育諸学校等²の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」(閣法第9号)を国会に提出した。文部科学大臣は、その趣旨について、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、①学校における働き方改革の一層の推進、②組織的な学校運営及び指導の促進、③教員の処遇の改善を図るためのものと説明している³。

衆議院においては、令和6年12月の財務大臣と文部科学大臣による「教師を取り巻く環境整備に関する合意」(図表1参照)において掲げられた目標とその実現に向けて必要な措置等を法律上明らかにすることにより、政府が提出した法律案の実効性を高め、教員の勤務環境をより計画的に改善することを趣旨とする修正案が提出され⁴、政府原案は修正議決された⁵。その後、参議院においても審議が行われ、令和7年6月11日、参議院本会議にお

¹ 本稿は、令和7年6月23日までの情報を基に執筆している(URLの最終アクセスの日付は、いずれも同日)。
なお、題名の給特法は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の略称である。

² 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園をいう。

³ 第217回国会衆議院本会議録第18号(令7.4.10)(以下、会議録の出所は主なものを記載している。また、本稿では会議録を適宜要約して紹介しているため、正確な発言は原典を参照されたい。)

⁴ 第217回国会衆議院文部科学委員会議録第13号(令7.5.14)

⁵ 本稿では、必要に応じ、政府が提出した法律案を「政府原案」、衆議院において修正議決され、参議院において可決・成立した法律案を「改正案」と書き分けることとする。

いて、改正案が可決・成立した。

本稿では、改正案の成立に至るまでの主な経過（２．）、改正案の概要（３．）に触れた後、主な国会論議（４．）を紹介する⁶。

２．改正案の成立に至るまでの主な経過

政府原案の提出に至るまでの主な経過は、図表１のとおりである。

図表１ 政府原案の提出に至るまでの主な経過

年月	主な出来事・内容等
令和元年 12月	○給特法の一部を改正する法律案の可決・成立 ・文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとされた ⇒その後、原則として時間外在校等時間 ^(注1) の上限を1か月45時間、1年間360時間とすること等を内容とする指針（上限指針）が策定された ・同法律案に対する参議院文教科学委員会の附帯決議（令元.12.3）では、「3年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること」とされた
5年 4月	○令和4年度教員勤務実態調査の速報値公表（その後、令和6年4月に確定値公表） ・同調査結果に基づく推計では、教諭の月当たり時間外在校等時間は小学校で約41時間、中学校で約58時間となっていたことが明らかになった
5年 5月	○文部科学大臣が中央教育審議会に対し、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」諮問 ^(注2)
5年 6月	○「経済財政運営と改革の基本方針2023」（閣議決定） ・給特法等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直すとした上で、2024年度中の給特法改正案の国会提出を検討するとされた
6年 6月	○「経済財政運営と改革の基本方針2024」（閣議決定） ・財源確保と併せて、2025年通常国会へ給特法改正案を提出するなど、教師の処遇を抜本的に改善するとされた
6年 8月	○中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（以下「令和6年答申」という。） ・①学校における働き方改革の更なる加速化（働き方改革の取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築等）、②学校の指導・運営体制の充実（「新たな職」の創設等）、③教師の処遇改善（教職調整額 ^(注3) の率を少なくとも10%以上にする等）を一体的・総合的に推進する必要があること等を提言した ○文部科学省による概算要求 ・令和6年答申等を踏まえ、教職調整額を13%に改善すること等を内容とする概算要求を行った
6年 11月	○財務省「文教・科学技術」（財政制度等審議会財政制度分科会（令和6年11月11日開催）資料2）（以下「財政審資料」という。） ・財務省は、教職調整額を13%に引き上げるとする文部科学省の要求には問題があるとした上で、「一定の「集中改革期間（例えば5年間）」に「学校業務の抜本的な縮減」を進める仕組みを講じ、その上で、労基法の原則通り、やむを得ない所定外の勤務時間にはそれに見合う手当を支給することが、教職の魅力向上につながるのではないか」等と提案した ○文部科学省「財政制度等審議会財政制度分科会（令和6年11月11日）資料についての文部科学省の見解（義務教育関係）」（令6.11.12）（以下「文科省見解」という。） ・財政審資料に対し、文部科学省は、「仮に時間外勤務手当化されれば、勤務時間外の業務に逐一管理職の承認が必要になるなど、教師の裁量が著しく低下し、創意工夫を発揮しにくくなる」等として反論する内容の見解を公表した

⁶ ２．及び３．の一部については、竹内健太「教員の働き方や処遇をどのように改善していくかー令和7年給特法改正案の主な論点ー」『立法と調査』No. 471（令6.12.10）64～78頁、竹内健太「第217回国会法律案等 N A V I 「令和7年給特法等改正案」」『立法と調査』No. 474（令7.4.14）85～89頁に記載しているため、これらに関する記述は必要最低限にとどめた。詳細は、各稿を参照されたい。

年月	主な出来事・内容等
6年 12月	○財務大臣・文部科学大臣「教師を取り巻く環境整備に関する合意」（以下「両大臣合意」という。） 1. 教職調整額の率を令和12年度までに10%への引上げを行うこととし、時間外在校等時間の削減を条件付けすることなく、来年度に5%とし、以降確実に引き上げる。このため、給特法改正案を次期通常国会に提出する。 2. 中間段階（令和9年度以降）で、文部科学省・財務省両省で「働き方改革」や財源確保の状況を確認しながら、その後の教職調整額の引上げ方やメリハリ付け、その他のより有効な手段なども含めて真摯に検討・措置する。 3. 職責や業務負担に応じた給与とする観点から、学級担任への義務教育等教員特別手当^{（注4）}の加算や若手教師のサポート等を担う新たな職の創設に伴う新たな級による処遇を実現するとともに、多学年学級担当手当の廃止など他の教員特有の給与について見直しを行う。 4. 今後、指導・運営体制の充実を4年間で計画的に実施することとし、令和7年度においては、小学校35人学級の推進等に加え、小学校教科担任制の第4学年への拡大、新採教師の支援や中学校の生徒指導担当教師の配置拡充などに必要な教職員定数5,827人を改善する。 また、財源確保とあわせて、令和8年度から中学校35人学級への定数改善を行うとともに、5. に示す「働き方改革」に資する外部人材の拡充など実効的な人員拡充策を講じる。 5. 学校における働き方改革を強力に進めるため、学校・教員の業務見直しの厳格化及び保護者からの電話対応を含む外部対応・事務作業等の更なる縮減・首長部局や地域への移行や部活動の地域展開等による本来業務以外の時間の抜本的縮減、勤務時間管理の徹底、教育委員会ごとの業務量管理計画の策定、在校等時間の「見える化」、校務DXの推進、授業時数の見直し、長期休暇を取得できる環境整備などを行う。 こうした取組を進めることを通じて、将来的に、教師の平均時間外在校等時間を月20時間程度に縮減することを目指して、まずは、今後5年間で（令和11年度までに）、平均の時間外在校等時間を約3割縮減し、月30時間程度に縮減することを目指す。 6. 将来の給特法及び教職調整額のあり方については、文部科学省において、時間外在校等時間が月20時間程度に到達するまでに、幅広い観点から諸課題の整理を行う。 ○令和7年度予算の閣議決定 ・令和8年1～3月について、教職調整額の率を5%に引き上げる、学級担任に義務教育等教員特別手当を加算する（月額3,000円）等を内容とする令和7年度予算が閣議決定された
7年 2月	○「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」（閣法第9号）の閣議決定及び国会への提出

（注1）時間外在校等時間は、在校等時間から所定の勤務時間を除いたもの。なお、在校等時間は、「在校している時間」＋「校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間」＋「各地方公共団体で定めるテレワーク等の時間」－「勤務時間外における自己研鑽その他業務外の時間」－「休憩時間」で求められる。

（注2）諮問（令5.5.22）に先立つ令和5年5月16日には、自由民主党政務調査会令和の教育人材確保に関する特命委員会が、「令和の教育人材確保実現プラン（提言）」をまとめた。同提言では、教職調整額（注3参照）の少なくとも10%以上への増額、新たな級の創設など、令和6年に中央教育審議会の答申として取りまとめられることとなる内容が盛り込まれている。

（注3）現行の給特法では、公立学校の教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）には、時間外勤務手当等を支給しないとされる一方で、勤務時間の内外を問わず包括的に評価するものとして、給料月額4%に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならないとされている。

（注4）昭和49年に制定された人材確保法（学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法）を踏まえ、昭和50年に創設された。現在は、義務教育諸学校等に勤務する全ての教育職員に対して本給の1.5%程度の定額が支給されている（なお、支給内容については、義務教育費国庫負担金算定上の内容であり、実際の支給額等は各都道府県等の条例等により定められている（以下、手当に関する記載について同様。）（令和6年答申参考資料集144頁））。

（出所）文部科学省資料等より作成（各資料は適宜制愛して記載しているため、より詳細な内容はそれぞれの原典を参照されたい。また、財政審資料・文科省見解の赤字・強調は原典によるものであり、両大臣合意の下線は筆者によるものである。）

政府原案が提出されて以降、改正案の成立に至るまでの主な経過は以下のとおりである。

4月10日、衆議院本会議において、内閣総理大臣出席の下、趣旨説明及び質疑が行われた。その後、衆議院文部科学委員会では、4月11日に文部科学大臣から趣旨説明を聴取した後、政府及び参考人に対する質疑が行われ⁷、5月14日には、自由民主党・無所属の会、

⁷ 政府に対する質疑は4月16日、23日、25日、5月9日（内閣総理大臣に対する質疑も行われた）に、参考人

立憲民主党・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ及び公明党の5派共同提案による修正案が提出された。同日、修正案提出者から修正案の趣旨説明を聴取した後、原案（政府原案）及び修正案を一括して質疑が行われ、討論の後、修正案及び修正部分を除く原案（政府原案）はいずれも賛成多数をもって可決された。翌15日、衆議院本会議において修正議決され、参議院に送付された。

5月21日、参議院本会議において、内閣総理大臣出席の下、趣旨説明及び質疑が行われた。その後、参議院文教科学委員会では、5月22日に文部科学大臣及び衆議院文部科学委員長（衆議院における修正部分について）からそれぞれ趣旨説明を聴取した後、政府及び修正案提出者並びに参考人に対する質疑が行われ⁸、6月10日には、討論の後、改正案が多数をもって可決された。翌11日、参議院本会議において、改正案が可決され、成立した。

なお、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯決議が付された⁹（以下、両者をまとめて「衆参附帯決議」と、後者を「参附帯決議」という。）。

3. 改正案の概要

改正案のうち、政府原案及び衆議院における修正部分の概要は、図表2及び図表3のとおりである。

なお、衆議院における修正部分（図表3）について、修正案提出者は、教職員の働き方改革には、①教職員の処遇の改善、②少人数学級等の定数の改善、③業務量そのものの削減の三つのアプローチがあるとした上で、政府原案では①に重きが置かれているところ、修正案では、附則という法的拘束力のある形で②・③のアプローチを法制化することを狙いとしたと述べている。その上で、両大臣合意（図表1参照）を政権内部での公約・政治的メッセージにとどまらせることなく、立法府において与野党双方が超党派の合意をして、確かな法的拘束力を付与することが、修正案の主眼であると説明している¹⁰。

に対する質疑は4月18日、25日に行われた。なお、4月18日の参考人は貞広斎子氏（国立大学法人千葉大学副学長・教育学部教授）、佐久間亜紀氏（慶應義塾大学教職課程センター教授）、青木栄一氏（東北大学大学院教育学研究科教授）、末富芳氏（日本大学文理学部教授）、25日の参考人は戸ヶ崎勤氏（戸田市教育委員会教育長）、梶原貴氏（日本教職員組合中央執行委員長）、渡辺陽平氏（全日本教職員連盟委員長）、高橋哲氏（大阪大学大学院人間科学研究科准教授）である。

⁸ 政府及び修正案提出者に対する質疑は、5月22日、29日、6月5日（内閣総理大臣に対する質疑も行われた）、10日（政府に対する質疑のみ）に、参考人に対する質疑は5月27日、6月3日に行われた。なお、5月27日の参考人は佐藤秀美氏（福島市教育委員会教育長）、植村洋司氏（全国連合小学校長会顧問）、広田照幸氏（日本大学文理学部特任教授）、妹尾昌俊氏（一般社団法人ライフ＆ワーク代表理事・OCC教育テック大学院大学教授）、6月3日の参考人は青木栄一氏（東北大学大学院教育学研究科教授）、鍵本芳明氏（岡山大学学術研究院教育学域教授）、露口健司氏（愛媛大学大学院教育学研究科教授）、本田由紀氏（東京大学大学院教育学研究科教授）である。

⁹ 衆議院文部科学委員会「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令7.5.14）、参議院文教科学委員会「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令7.6.10）（以下、附帯決議の出所は全て同じ。）

¹⁰ 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（令7.5.22）

図表2 政府原案の概要

I 学校における働き方改革の一層の推進(令和8年4月1日施行)
【教育委員会における実施の確保のための措置】 ①教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける ②計画及びその実施状況について総合教育会議 ^(注1) への報告を義務付ける ③計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする 【学校における実施の確保のための措置】 ④公立学校に対し、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける ⑤学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)について、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることとする
II 組織的な学校運営及び指導の促進(令和8年4月1日施行)
児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする
III 教員の処遇の改善(令和8年1月1日施行)
①教職調整額の率を給料月額4%から暦年で1%ずつ(令和8年は5%、令和9年は6%…)段階的に引き上げ、令和13年から10%にする(幼稚園の教員に係る教職調整額については現状維持(4%)、指導改善研修 ^(注2) を受ける教員には教職調整額を支給しない) ②義務教育等教員特別手当について、校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする
IV その他
IIIの施行日以後2年(=令和10年1月1日)を目途として、教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする (注1) 地方公共団体の長及び教育委員会により構成され、地方公共団体の長が招集する。 (注2) 指導が不適切であると認定された教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修が実施されている。 (出所) 文部科学省「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の概要」等より作成

図表3 衆議院における修正部分の概要

I 1箇月時間外在校等時間の削減に関する措置の新設
1 政府は、令和11年度までに、公立の義務教育諸学校等の教員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目途とし、次の措置を講ずること (一) 教員一人当たりの担当する授業時数を削減すること (二) 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと (三) 教職員定数の標準を改定すること (四) 教員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること (五) 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと (六) 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと (七) (一)から(六)のほか、教員の業務量の削減のために必要な措置 2 1の「1箇月時間外在校等時間」とは、1箇月の学校の教育活動に関する業務を行っている時間として外形上把握することができる時間から、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第14条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日等(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間を除いた時間として給特法第7条第1項に規定する指針(上限指針)で定める時間をいうこと
公立の中学校における35人学級の実現に関する措置の新設
政府は、公立の中学校の学級編制の標準について、令和8年度から35人に引き下げよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること
教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置に関する検討条項の新設
政府は、公立の義務教育諸学校等において、学校全体の教員の仕事と生活の調和を実現する上で、管理職員が重要な役割を果たすことに鑑み、管理職員及び服務監督教育委員会による当該教員の各担当業務についての見直しに係る措置その他の当該教員の業務管理の実効性向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること
その他
政府は、幼稚園を除く公立の義務教育諸学校等の教員の勤務条件の更なる改善のための措置に関する検討条項について、当該教員の勤務の状況について調査を行う旨を規定すること

(出所) 衆議院ウェブサイト「第217回国会閣法第9号 修正案要旨」<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Horitsu/Shuseimonka88189C76E3FCC5E549258C8A0013B598.htm>等より作成

4. 主な国会論議

(1) 総論

ア 政府原案を提出した背景とその概要

内閣総理大臣は、令和元年の給特法改正に対する評価として、同改正を受け、ICTの活用などにより、教師の在校等時間の状況を客観的に把握する取組が進んだものの、依然として時間外在校等時間が長い教師が多い状況にあり、働き方改革の更なる加速化のための仕組みを構築する必要性が高まっているとの認識を示した。その上で、今回の法案（政府原案）は、計画の策定、公表、計画に基づく実施など、教育委員会や学校が教師の業務量を管理する措置を講ずる旨の規定を盛り込むなど、給与面と併せて徹底した働き方改革を進め、教師の処遇改善を図るものであると説明した¹¹。

イ 政府原案において給特法の仕組みを維持することとした理由

政府原案では、給特法の抜本的な見直し（廃止を含む）を行わず、現行の給特法の仕組みを維持することとされている。この理由について、文部科学大臣は、中央教育審議会においても一年以上にわたり、給特法等の法制的な枠組みを含め、総合的な議論が行われ、教師の裁量性を尊重する給特法の仕組みは現在でも合理性を有しているとされたため、給特法の仕組みを維持した上で、教師を取り巻く環境整備を図る様々な方策を盛り込んだ法案（政府原案）を提出したと述べた¹²。

ウ 給特法の抜本的な見直し（廃止を含む）に対する見解

質疑者からは、給特法について、抜本的な見直し（廃止を含む）を求める意見が示された¹³。これに対し、内閣総理大臣は、給特法については様々な議論があることを承知しているが、まずは時間外在校等時間が月20時間程度に達するまでに幅広い観点から諸課題の整理を行うこととしていると答弁した¹⁴。

また、改正案の附則には施行後2年を目途とした検討条項が置かれているところ、文部科学大臣は、当該規定に基づき講じられる必要な措置としては、給特法を廃止し、時間外勤務手当化することは想定していないと答弁した¹⁵。この点に関し、質疑者からは、当該附則に基づく施行後2年を目途とした検討以降において、給特法の抜本的な見直しや廃止までを排除するものではないとの理解で良いか確認を求める質疑があった¹⁶。これに対し、文部科学大臣は、具体的にどのような課題が顕在化するか、諸課題の整理を踏まえてどのような措置を行うかについては、現時点であらかじめ答えることは困難であり、将来的に給特法の廃止を含めた抜本的な見直しを行うか否かについて答えることは本当に困難であると答弁した¹⁷。

¹¹ 第217回国会参議院本会議録第20号（令7.5.21）

¹² 第217回国会衆議院文部科学委員会議録第11号（令7.4.25）

¹³ 第217回国会衆議院本会議録第18号（令7.4.10）

¹⁴ 第217回国会衆議院本会議録第18号（令7.4.10）。なお、諸課題の整理については、両大臣合意（図表1参照）の項目6に記載されている。

¹⁵ 第217回国会衆議院文部科学委員会議録第11号（令7.4.25）

¹⁶ 第217回国会参議院文教科学委員会議録第10号（令7.5.29）

¹⁷ 第217回国会参議院文教科学委員会議録第10号（令7.5.29）

（２）時間外在校等時間が労働時間に該当するか

給特法の枠組みでは、公立学校の教員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとされ、正規の勤務時間を超えて勤務させる場合も、いわゆる超勤４項目の業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るとされている。しかし、実態としては、多くの教員が勤務時間外も学校教育活動に関する業務を行っているところ、質疑者からは、これらの業務を行う時間（時間外在校等時間）は、労働基準法上の労働時間に該当するのではないかとの観点から質疑がなされた¹⁸。

この点に関し、厚生労働省は、労働基準法における労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであり、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは個別具体的に判断されるものであるとした上で、たとえ明示的な指示がなくとも、客観的に見て黙示的な指示に基づき業務を行ったものと判断されれば、労働基準法における労働時間に該当するものと評価されることとなると説明した¹⁹。そして、このような労働基準法における労働時間については、公立学校の教育職員も含めて、労働基準法が適用される労働者には基本的に同じ考えで適用されるものと考えているとした²⁰。

これに対し、文部科学大臣は、労働基準法上の労働時間の考え方を否定するものではないとしつつ²¹、文部科学省としては、いわゆる超勤４項目に定める業務以外の時間外在校等時間は、給特法上、労働基準法上の労働時間とは言えないとの認識を示した²²。

例えば、いわゆる超勤４項目以外の業務である部活動指導に関して、文部科学省は、所定の勤務時間外に部活動指導を行う時間は労働基準法上の労働時間に当たらないとしているが²³、一方で、土日等の部活動指導業務に対しては、特殊勤務手当の一種である教員特殊業務手当が支払われている。この点に関し、質疑者からは、勤務であるとして公金が支出されているにもかかわらず労働ではない、勤務ではないと言うのは無理があるとの指摘がなされた²⁴。

（３）教員の処遇の改善

ア 教職調整額の率を10%とした根拠

政府原案において教職調整額の率を10%に引き上げることとした理由について、文部科学省は、人材確保法に伴う処遇改善が完成した昭和55年における一般行政職の公務員と比較した優遇分（約7%）を一つの目標として、教職調整額の率を10%に引き上げた

¹⁸ 第217回国会参議院本会議録第20号（令7.5.21）

¹⁹ 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（令7.5.22）。なお、同様の考えは、厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平29.1.20策定）においても示されている。

²⁰ 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（令7.5.22）

²¹ 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第13号（令7.6.10）

²² 第217回国会衆議院文部科学委員会会議録第10号（令7.4.23）

²³ 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第13号（令7.6.10）

²⁴ 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第13号（令7.6.10）

場合には、他の学級担任手当等も含めるとおおよそ同じ程度の水準になると説明した²⁵。質疑者からは、手当等が引下げとなる教員もいる中（オ参照）、全教員のうち何%程度が約7%の優遇を受けられるかとの質疑があり、これに対し、文部科学大臣は、試算は困難であるが、今回の処遇改善後の教師の優遇分は、平均で比較して、人材確保法に伴う処遇改善が完成した昭和55年と同程度の水準を確保する見込みであると答弁した²⁶。

イ 教職調整額の率の10%への引上げに関する財源

質疑者からは、教職調整額の率の10%への引上げに関して、その財源を確保するために他の教育予算を削ることはあってはならないとの意見が示され、これに対し、財務省は、これから文部科学省ともしっかり調整して進めていく、その中で、あらかじめ予算を持って今答えることは難しいと答弁した²⁷。また、この点に関する見解を問われた内閣総理大臣は、「この予算削ってそっちに充てる」というような牽連関係・連関関係に立つものではないとの認識を示した²⁸。参附帯決議では、「教職調整額の引上げが他の教育予算の削減につながることをないよう、必要な予算を確保すること」とされた。

ウ 教職調整額の引上げ時期の前倒しや10%を超える水準への引上げ

改正案には、施行後2年を目途として検討を行い、必要があると認めるときは、教職調整額の率の変更を含めて必要な措置を講ずるものとする検討条項が置かれている。質疑者からは、見直しに当たり、教職調整額の引上げ時期の前倒しや10%を超える水準への引上げを求める意見が示された²⁹。これに対し、文部科学大臣は、必要があると認められる場合には、教職調整額の率の変更も含め、必要な措置を講じていきたいと述べた³⁰。

エ 教職調整額が支給対象外とされる者の範囲

政府原案では、指導改善研修を受ける教員について、教職調整額を支給しないこととされている。質疑者からは、今後、指導改善研修を受ける教員以外について、一部の教員のみ教職調整額の率を変える又はゼロにすることをしないと約束してほしいとの質疑があり、これに対し、文部科学大臣は、教職調整額の支給対象者の見直しについて現時点で更に考えていることはないと答弁した³¹。

オ 引下げ・廃止となる手当等

教職調整額の率の段階的な引上げ及び義務教育等教員特別手当の学級担任への加算（月額3,000円）が行われる一方で、引下げ・廃止となる手当等がある。国会審議等を通じて明らかになった内容は、図表4のとおりである³²。質疑者からは、処遇改善について

²⁵ 第217回国会衆議院文部科学委員会議録第8号（令7.4.16）、第217回国会参議院文教科学委員会議録第10号（令7.5.29）。なお、昭和55年以降、相対的に教員給与の優遇分が低下し、一般行政職との比較における教師の給与の優遇分は、平成30年度～令和4年度の平均で約0.4%となっている。

²⁶ 第217回国会参議院文教科学委員会議録第10号（令7.5.29）。なお、同答弁に対しては、質疑者から、あたかも全教員が約7%の優遇を受けられるかのような文部科学省の説明はミスリードではないかとの見解が示された（出所は同じ）。

²⁷ 第217回国会参議院文教科学委員会議録第8号（令7.5.22）

²⁸ 第217回国会参議院文教科学委員会議録第12号（令7.6.5）

²⁹ 第217回国会参議院文教科学委員会議録第8号（令7.5.22）

³⁰ 第217回国会参議院文教科学委員会議録第8号（令7.5.22）

³¹ 第217回国会参議院文教科学委員会議録第12号（令7.6.5）

³² 質疑者からは、図表4の各項目以外に引下げ・廃止となるものはないか確認する質疑があり、これに対し、

の情報発信は盛んであった一方で、手当等の引下げ・廃止についての説明が不足していたとの指摘がなされた³³。特に、特別支援教育に携わる教員について、給料の調整額が半減され、学級担任であっても義務教育等教員特別手当における学級担任への加算が行われないことについて、公正な処遇とは言えないとの批判がなされた³⁴。

図表 4 今後引下げ・廃止となる手当等

引下げ・廃止となる手当等	令和7年現在の手当等の内容	今後の方向性
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教員が対象。給料の平均1.5%程度の定額が支給されている	令和8年から給料の平均1.0%程度へと引下げ(ただし、小学校・中学校の学級担任には月額3,000円を加算) ^{(注1)、(注2)}
多学年学級担当手当	複式学級の担当教員が対象。日額290円又は350円が支給されている	令和8年から廃止(義務教育等教員特別手当の加算措置に統合)
給料の調整額	特別支援教育に直接従事する教員が対象。給料の平均3.0%程度の定額が支給されている	令和9年から2年掛けて半減

(注1) 高等学校については、学級担任への加算措置の対象となる(所要の地方交付税措置が講じられる)が、特別支援学校・特別支援学級・通級による指導については、加算措置の対象外となる。また、幼稚園の学級担任については、今回の制度改正の対象外(義務教育等教員特別手当の平均1.0%程度への引下げも行われず、学級担任への加算措置の対象にもならない)。

(注2) 学級担任への加算をせず、従来どおり一律支給とすることについて、文部科学省は、最終的には条例で規定して判断いただくと答弁し、従来どおりの一律支給も可能である旨を示した。

(出所) 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第8号(令7.5.22)、第10号(令7.5.29)、第12号(令7.6.5)等より作成

(4) 学校における働き方改革の推進①(政府原案関係)

ア 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表等を義務付ける趣旨

政府原案において、計画の策定・公表等を義務付けることとした理由について、文部科学省は、令和元年の給特法改正後も依然として教師の厳しい勤務実態があること、教育委員会の取組状況にかなり大きな差が見られること、取組が進捗していない教育委員会が一定数に上ることが課題と考えており、時間外在校等時間の縮減を確実に進めるためには、全ての教育委員会における取組状況の見える化及びそれを通じたPDCAサイクルの構築などが不可欠と考えており、そのために、文部科学大臣が策定する上限指針に即した計画の策定・公表等を義務付けることとしたと説明した³⁵。

イ 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定に向けた上限指針の改定

文部科学省は、改正案成立後に上限指針を改定予定としており、改定の方向性に関する現時点での具体的な想定として、①各教育委員会において教育職員の時間外在校等時間の縮減を確実に進めるために、計画に定める目標例を示すこと、②具体的な措置の内容として、業務の精選を始めとする業務の適正化に関する観点と、ストレスチェックや面接指導の実施を始めとする健康確保措置に関する観点などを分かりやすく示すこと、③特に、業務量の適正化の観点から、新たに「学校、教師が担う業務に係る3分類」³⁶の

文部科学大臣は、今回の処遇改善に当たっての見直しについては、これら以外は考えていないと答弁した(第217回国会参議院文教科学委員会会議録第8号(令7.5.22))。

³³ 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第8号(令7.5.22)

³⁴ 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第12号(令7.6.5)

³⁵ 第217回国会衆議院文部科学委員会会議録第10号(令7.4.23)

³⁶ これまで学校・教師が担ってきた代表的な14の業務を、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業

内容を指針に明確に位置付け、国として取組の方向性を示すことを考えているとした³⁷。そして、これらの内容を盛り込んだ上限指針に則して各教育委員会が自分事として働き方改革に関する計画を策定することで、教師を取り巻く環境を整備し、学校教育の質の全体の向上につなげていきたいと答弁した³⁸。なお、改定の時期として、文部科学省は、できるだけ速やかに、秋頃までには行うとした³⁹。

ウ 業務量管理・健康確保措置実施計画で定める目標や措置の内容

政府原案では、教育委員会が策定する計画には、業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標や同措置の内容等を定めるものとするとしている。文部科学省は、目標として、働き方改革を進める目標値となる時間外在校等時間の月の平均や時間外在校等時間が一定時間以内の教員の割合などを定めること、措置等の内容として、例えば、業務分担の見直しや適正化に向けた授業時数の見直し、学校行事の精選・重点化、校務処理の負担軽減、ストレスチェックの状況やそれに基づく面接指導の実施などを、それぞれ想定していると説明した⁴⁰。また、文部科学大臣は、教育委員会の参考となるような計画のひな形を可能な限り早期に示せるよう取り組んでいくと述べた⁴¹。

エ 学校運営協議会の導入推進

政府原案では、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることとするとしている。学校運営協議会の設置率は約6割であるところ、文部科学省は、その導入推進に向けて、未導入の自治体や導入が進んでいない高等学校等へCSマイスター（コミュニティ・スクール推進員）をプッシュ型で派遣するとともに、導入に向けた準備や手続等を示した手引の改訂や周知に取り組んでいるとした⁴²。

（５）学校における働き方改革の推進②（衆議院における修正部分関係）

ア 令和11年度までに平均の時間外在校等時間を月30時間程度までに縮減するとの目標 （ア）月30時間程度までに縮減するとの目標の根拠

両大臣合意（図表1参照）において、令和11年度までに平均の時間外在校等時間を月30時間程度までに縮減するとの目標が掲げられており、衆議院における修正でも、政府はこれを目標として措置を講ずるものとするとしてされた。月30時間程度の根拠について、

務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理したもの。中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平31.1.25）において示された。

³⁷ 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第10号（令7.5.29）。なお、「学校、教師が担う業務に係る3分類」に関連して、参附帯決議では、「国は、3分類について必要な見直しを行い、「教員が担うべきではない業務」を明確に示す…こと」とされた。

³⁸ 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第10号（令7.5.29）

³⁹ 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第10号（令7.5.29）

⁴⁰ 第217回国会衆議院文部科学委員会会議録第8号（令7.4.16）

⁴¹ 第217回国会参議院本会議録第20号（令7.5.21）

⁴² 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第10号（令7.5.29）。なお、参附帯決議では、「業務量管理・健康確保措置の実施における学校運営協議会の役割の重要性に鑑み、学校運営協議会の設置を推進するとともに、学校運営の支援機能向上、学校運営協議会委員の研修の改善と適切な処遇を行うこと」とされた。

文部科学省は、令和4年度の教員勤務実態調査の結果を基に、全ての教師の時間外在校等時間が45時間以内となった場合を想定した試算を行ったところ、1か月の時間外在校等時間は、小学校・中学校の加重平均で約30時間となることから、全国平均で月30時間程度に縮減することを直近の目標に設定したと説明した⁴³。

（イ）目標達成に向けた工程表の策定

質疑者からは、目標達成に向けて具体的な工程表を示す必要性が指摘され、これに対し、文部科学大臣は、今後、今回の法案に関連した国における制度改正や予算措置の全体像などについて、分かりやすく示せるよう検討すると答弁した⁴⁴。また、文部科学省は、各自治体のそれぞれのやり方や進捗などを縛るような形のものはいくつか、「こういう予算措置によってこういうことが計画的に進む」という部分を、はっきり示せることは示したいと答弁した⁴⁵。衆参附帯決議では、目標を達成するため、「地方公共団体の裁量にも留意しつつ、その実現に向けた工程表の策定を行うこと」とされた。

（ウ）教員の時間外在校等時間や勤務の状況を把握する方法

衆議院における修正では、時間外在校等時間を月30時間程度までに縮減するとの目標が盛り込まれるとともに、政府原案で規定された施行後2年を目途とした検討条項に関して、教員の勤務の状況について調査を行う旨が盛り込まれた。教員の時間外在校等時間や勤務の状況を把握する方法について、文部科学大臣は、①教員勤務実態調査⁴⁶は、抽出された学校の教師が特定の月において一週間の全ての業務内容を記録するなど、学校現場への負担も大きいこと、②昨今、各教育委員会において、教師の在校等時間の客観的な把握が徹底されてきたことを踏まえ、今後は、基本的に毎年度教育委員会に対して実施する調査を通じて、全国の教師の時間外在校等時間の状況を適切に把握していくと述べた⁴⁷。その上で、文部科学省は、現時点では、具体的には、全国の服務監督教育委員会において年間を通じて把握される在校等時間の状況を、毎年度、文部科学省において集計し、1か月当たりの平均時間を算出することを考えているとした⁴⁸。

この点について、質疑者からは、教育委員会が把握する在校等時間の状況と教員勤務実態調査との間には大きなずれがあるとの指摘や、前者では休憩時間、土日の勤務実態、持ち帰りの時間が正確に把握されていない又は調査されていないとの指摘があり⁴⁹、後者を継続すべきとの意見も示された⁵⁰。この点に関し、文部科学大臣は、具体的な調査内容は今後検討するが、従前の調査にも留意をしつつ、教師の時間外在校等時間の縮減に

⁴³ 第217回国会衆議院文部科学委員会議録第13号（令7.5.14）。その上で、文部科学省は、全ての教師の時間外在校等時間が国の上限指針における原則である月45時間以内となるよう取り組んでいただくことが重要であると考えていると答弁した。

⁴⁴ 第217回国会参議院本会議録第20号（令7.5.21）

⁴⁵ 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（令7.5.22）

⁴⁶ 文部（科学）省が実施する教員勤務実態調査は、これまでに、昭和41年度、平成18年度、平成28年度、令和4年度の4回行われてきた（第217回国会衆議院本会議録第18号（令7.4.10））。

⁴⁷ 第217回国会衆議院本会議録第18号（令7.4.10）

⁴⁸ 第217回国会衆議院文部科学委員会議録第8号（令7.4.16）

⁴⁹ 第217回国会衆議院文部科学委員会議録第8号（令7.4.16）、第217回国会参議院文教科学委員会会議録第10号（令7.5.29）

⁵⁰ 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（令7.5.22）

関わる目標の達成状況を確認できるよう、適切な調査方法を検討していくと述べた⁵¹。

イ 教員一人当たりの持ち授業時数の削減

衆議院における修正では、政府が講ずべき措置の一つとして、教員一人当たりの担当する授業時数（持ち授業時数）の削減が盛り込まれた。この点に関し、文部科学省は、小学校の持ち授業時数は、令和元年度が週24.6コマ、令和4年度が週24.1コマ程度であるところ、令和4年度からの3年間で、高学年教科担任制の分として3,800人の教員定数を改善したことに加え、令和7年度からの4年間で、小学校4年生の教科担任制と新規採用教員の持ち授業時数の軽減のために3,960人の定数改善を行うこととしており、その他の既存の加配と合わせると、週3.5コマ程度の持ち授業時数が減少し、週21コマ程度になると見込んでいると答弁した⁵²。

質疑者からは、教師の持ち授業時数に上限を設けるべきとの指摘がなされた⁵³。この点に関し、文部科学大臣は、国が一律に教員の持ち授業時数に上限を設けることに関して、持ち授業時数のみで教師の勤務負担を捉えることは十分ではないという課題があるなど、慎重な検討が必要との認識を示した⁵⁴。

ウ 学習指導要領と標準授業時数の在り方

衆議院における修正では、政府が講ずべき措置の一つとして、教育課程の編成の在り方について検討を行うことが盛り込まれた。質疑者からは、子供と教師の双方の負担を軽減するために、小学校・中学校における年間の標準授業時数の削減や、教育職員一人当たりの担当授業時数の削減（イ参照）、現在中央教育審議会で改訂の議論が進んでいる学習指導要領の記載のスリム化等をパッケージとして行うべきとの意見が示された⁵⁵。この点に関し、文部科学省は、中央教育審議会の検討においては、標準授業時数について、現在以上に増加させないことを前提とした上で、教育課程全体の柔軟化の仕組みとして、教師と子供に余白を生み出す観点も含めた標準授業時数の弾力化、学習指導要領を分かりやすく、使いやすくするため、学習指導要領の複雑で冗長な記載のスリム化などについて丁寧に議論を行っているところであるとした⁵⁶。

エ 教員以外の支援人材の増員

衆議院における修正では、政府が講ずべき措置の一つとして、教員以外の支援人材の増員が盛り込まれた。質疑者からは、自治体が長期的な見通しを持って支援スタッフを

⁵¹ 第217回国会衆議院文部科学委員会議録第13号（令7.5.14）。なお、休憩時間に関して、文部科学大臣は、仮に公立学校の校長が所定の休憩時間を当該学校の教員に与えていないと認められる場合は労働基準法に反することとなるものと考えられるものでもあり、学校長において実態に応じて正確に休憩時間を把握すべきと考えていると答弁した（第217回国会参議院文教科学委員会議録第8号（令7.5.22））。また、持ち帰り業務について、参附帯決議では、「本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であることから、持ち帰りが行われている実態がある場合には、校長及び教育委員会は、その状況を適切に把握するとともに、国はフォローアップを行い、持ち帰りを行わずに済むよう、人員の配置拡充、業務の削減等の必要な取組を実施すること」とされた。

⁵² 第217回国会衆議院文部科学委員会議録第11号（令7.4.25）

⁵³ 第217回国会衆議院文部科学委員会議録第8号（令7.4.16）

⁵⁴ 第217回国会衆議院文部科学委員会議録第13号（令7.5.14）

⁵⁵ 第217回国会衆議院文部科学委員会議録第12号（令7.5.9）

⁵⁶ 第217回国会衆議院文部科学委員会議録第13号（令7.5.14）

確保できるよう、政府として配置拡充に関する中長期的な計画を策定・公表する必要性が指摘された⁵⁷。この点に関し、文部科学副大臣は、来年度以降の予算規模を含む中長期的な計画を策定することは困難としつつ、今回の法案に関連した国における制度改正や予算措置の全体像などについて各教育委員会に示せるよう検討する、支援スタッフについてもどのような示し方ができるか検討していくと述べた⁵⁸。

また、教員以外の支援人材に関連して、文部科学大臣は、学校における業務の適正化を進めるに当たり、教職員や支援スタッフが連携しながら、協働を通じた形でチーム学校の実現に向けて組織的な対応力を高めていくことが重要であると答弁した⁵⁹。

オ 部活動の地域展開を円滑に進めるための財政援助

衆議院における修正では、政府が講ずべき措置の一つとして、部活動の地域展開を円滑に進めるための財政援助を行うことが盛り込まれた。この点に関し、文部科学副大臣は、同規定を踏まえて予算確保に適切に対応していきたいと述べた⁶⁰。

また、部活動の地域展開に関し、質疑者からは、教員が部活動の指導を行った際は、副業として実際の労働時間に応じて正当な対価を払う仕組みが必要との指摘があり、これに対し、文部科学省は、有識者会議の提言⁶¹も踏まえつつ、地域の実情に応じた部活動の地域展開等に資する兼業・兼職の促進等も全国的に進めていくとの考えを示した^{62,63}。

（６）組織的な学校運営及び指導体制の促進（主務教諭の職の新設）

質疑者からは、主務教諭の創設により学校現場の階層化が更に進み、教員の対等な立場での協働を困難にするとの批判や、学校現場の同僚性が壊され、主務教諭など一部の教員に業務が集中するとの懸念が示された⁶⁴。この点に関し、文部科学大臣は、主務教諭の創設は、学校が組織としての力を発揮できるようにするためのものであり、学校が抱える課題等に組織的・機動的に対応し、教職員間の連携・協働が進むことにもつながるものと認識している、また、学校のマネジメント体制が充実することで、学校全体の業務をより効率的に行うことが可能になると考えていると答弁するとともに、主務教諭の配置が学校全体の業務をより効率的に行うことや、主務教諭自身も含めた各教師の業務負担の軽減につながるよう、制度の趣旨を丁寧に説明していくと述べた⁶⁵。

また、主務教諭については、教諭より高い処遇（月額6,000円程度）とすることが見込ま

⁵⁷ 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第13号（令7.6.10）

⁵⁸ 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第13号（令7.6.10）

⁵⁹ 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第13号（令7.6.10）

⁶⁰ 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第10号（令7.5.29）

⁶¹ 「「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ」（令7.5.16）

⁶² 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（令7.5.22）

⁶³ 令和7年5月28日に、「文部科学行政の基本施策に関する件」を議題として行われた衆議院文部科学委員会の質疑において、文部科学省は、部活動の地域展開について、学校が責任主体となっている部活動について、教育委員会等の地方公共団体が責任主体となり生徒のための環境を整えるものであるとの認識を示した（第217回国会衆議院文部科学委員会会議録第14号（令7.5.28））。また、部活動について、参附帯決議では、「いわゆる「超勤4項目」以外の業務である部活動については、教育職員が正規の勤務時間を超えて従事することを命ずることができないことを踏まえ、部活動改革の推進等の必要な措置を講ずること」とされた。

⁶⁴ 第217回国会衆議院本会議録第18号（令7.4.10）、第217回国会参議院文教科学委員会会議録第12号（令7.6.5）

⁶⁵ 第217回国会衆議院本会議録第18号（令7.4.10）、第217回国会参議院文教科学委員会会議録第12号（令7.6.5）

れるものの、代わりに教諭の基本給が引き下げられるのではないかとの懸念が示された⁶⁶。これに対し、文部科学省は、主務教諭の創設に当たり、文部科学省令で定める義務教育費国庫負担金の算定に用いる単価について、主務教諭に対応したものを新設予定であるが、その際、教諭に用いている単価を減額する予定はない、教諭の基本給を引き下げていくことは考えていないとした⁶⁷。この点に関し、質疑者から、実際に教諭や主務教諭の基本給を決める自治体において、教諭の基本給が引き下げられないことを政府として担保する具体策を問われ、これに対し、文部科学省は、自治体がどのような形で俸給に位置付けて主務教諭を創設しているか、調査したいと答弁した⁶⁸。

なお、主務教諭は任意設置の職であるところ、その配置人数について、文部科学大臣は、任命権者である各都道府県・政令市の判断により決められるものであるが、制度導入当初は、一校当たり1人から2人程度が配置されるのではないかとの見通しを示した⁶⁹。

（７）教職員定数の改善

ア 公立の中学校における35人学級の実現に関する措置

令和8年度からの公立中学校における35人学級の実現に向けて、文部科学大臣は、令和7年度中に義務標準法の改正案を国会に提出すべく準備を進めるとした⁷⁰。また、文部科学省は、学年進行で実施した小学校35人学級の経緯を踏まえ、一気に3年間分ではなく学年進行で行うことの検討を進めていきたいと答弁した⁷¹。

質疑者からは、中学校35人学級の実現に当たり、基礎定数を改善する一方で加配定数を減らさないようにしてほしいとの要望があり、これに対し、文部科学省は、自治体からの要望も踏まえ、加配定数と基礎定数のいずれも、財務省とも話しながら、しっかりと必要な数を確保することが必要と考えていると述べ、また、財務省も、文部科学省ともしっかりと調整を進めて、所要の取組を行っていくと述べた⁷²。

イ 乗ずる数の見直しについての検討

衆議院における修正では、政府が講ずべき措置の一つとして、義務標準法に規定する教職員定数の標準を改定することが盛り込まれた。この点について、質疑者からは、義務標準法に規定されるいわゆる乗ずる数の見直しの必要性が指摘され、これに対し、文部科学大臣は、今後、学校の指導・運営体制の更なる充実に向けた検討を進める中で、必要に応じて、乗ずる数も含め、義務標準法の在り方についても検討していくと答弁し

⁶⁶ 第217回国会衆議院文部科学委員会議録第8号（令7.4.16）

⁶⁷ 第217回国会衆議院文部科学委員会議録第8号（令7.4.16）

⁶⁸ 第217回国会参議院文教科学委員会議録第8号（令7.5.22）

⁶⁹ 第217回国会衆議院文部科学委員会議録第12号（令7.5.9）

⁷⁰ 第217回国会衆議院文部科学委員会議録第12号（令7.5.9）。その後、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令7.6.13閣議決定）では、「2026年通常国会へ義務標準法改正案を提出…する」とされた。

⁷¹ 第217回国会参議院文教科学委員会議録第12号（令7.6.5）。なお、改正法成立後の記者会見において、文部科学大臣は、おおむね1.7万人程度の基礎定数改善、必要な予算額は400億円程度を見込んでいることを示した（文部科学省ウェブサイト「あべ俊子文部科学大臣記者会見録（令和7年6月17日）」〈https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/mext_00597.html〉）。

⁷² 第217回国会参議院文教科学委員会議録第8号（令7.5.22）

た⁷³。また、質疑者からは、遅くとも時間外在校等時間に関する目標の達成期限である令和11年度までに検討の結論を出す必要があるとの指摘もなされたが、文部科学大臣は、他の定数改善施策との関係にも留意しながら検討を深める必要があるため、現時点で具体的な見直しのスケジュールを示すのは困難と答弁した⁷⁴。

（８）教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置に関する検討条項

衆議院における修正では、教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置に関する検討条項が盛り込まれた。この点に関し、質疑者から、教員一人一人の業績を適正に把握し、それを勤勉手当などに適切に反映させるため、人事評価表にライフ・ワーク・バランス欄を追加する提案が示され、これに対し、文部科学大臣は、人事評価の基準・方法等は各教育委員会の責任で定められるものであるが、学校における働き方改革を更に進めていくために、人事評価制度を活用しながら、例えば人事評価シートの中に、そうした欄を設けることも一つの考えであると答弁した⁷⁵。

５．おわりに

文部科学大臣は、改正案成立後に発出したメッセージの中で、改革の取組を進めるに当たり、「各教育委員会や学校が、最も重要な主体である」とした⁷⁶。確かに、学校における働き方改革を進める上で、現場の教育委員会や学校が鍵となることは論を俟たない。

しかし一方で、衆議院における修正により、令和11年度までに平均の時間外在校等時間を月30時間程度に削減することを目標として、教員一人当たりの担当する授業時数の削減等の措置を講ずることとされた主体は、「政府」である（図表３参照）。この経緯を踏まえると、学校における働き方改革を進める上で、「政府も、最も重要な主体である」ことは疑いようがない。

例えば、衆議院における修正で盛り込まれた事項に関連して、参考人からは、乗ずる数の見直しを含む基礎定数の改善や、現在進行中の学習指導要領の見直しにおける学習内容の精選等を求める意見が示されたが⁷⁷、これらの取組を実施できる主体は、教育委員会や学校ではなく、政府である。

政府としても、現場の教育委員会や学校任せにするのではなく、「最も重要な主体である」との自覚を持って、学校における働き方改革の実現に向けて様々な措置を講じていく必要があるだろう。

（たけうち けんた）

⁷³ 第217回国会参議院本会議録第20号（令7.5.21）

⁷⁴ 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第10号（令7.5.29）

⁷⁵ 第217回国会参議院文教科学委員会会議録第12号（令7.6.5）

⁷⁶ 「文部科学大臣メッセージ ～給特法等改正法の成立に当たり、国民の皆様へ～」（令7.6.11）

⁷⁷ 第217回国会衆議院文部科学委員会会議録第9号（令7.4.18）、第217回国会参議院文教科学委員会会議録第9号（令7.5.27）